## 平成28年3月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

### 平成28年3月伊那市議会定例会 議員提出議案 目次

| 議員提出議案第1号 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、   |
|-----------|-------------------------|
|           | その危険性や予後の相談のできる窓口などの設   |
| 議員提出議案第2号 | 置を求める意見書の提出について・・・・・・・1 |
|           | 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を   |
|           | 求める意見書の提出について・・・・・・・3   |

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理 大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、軽度 外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のでき る窓口などの設置を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

### 平成28年3月18日提出

| 伊那市議会議員 | 中 | Щ | 彰 | 博 |
|---------|---|---|---|---|
| IJ      | 宮 | 島 | 良 | 夫 |
| IJ      | 柳 | Ш | 広 | 美 |
| IJ      | 前 | 田 | 久 | 子 |
| IJ      | 柴 | 満 | 喜 | 夫 |
|         |   |   |   |   |

飯島

進

(提案理由) 口頭にて説明 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や 予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頚部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがあります。転倒や自動車事故など、誰もが受傷する可能性があり、また、サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行うことで、脳しんとうを受けるリスクは高くなります。

主な症状は、頭痛、めまいなどの軽いものから、記憶障害、半身まひなど重いものまであり、また、すぐに症状が始まることもあれば、数日あるいは数か月間後に発症することもあります。さらに、脳しんとうを繰り返すと重篤な後遺症の発症や死に至る場合(セカンドインパクト症候群)もあります。

教育現場や家庭などでは、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

以上のことから、下記の事項が実現されますよう強く要請します。

記

- 1 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、スポーツ脳しんとうに関する国際会議が提唱し、一般社団法人日本脳神経外傷学会が推奨している脳しんとう評価ツール「SCAT2」や「SCAT3」(12歳以下の場合は「チャイルドScat3」)の携帯と実施を義務付けること。
- 2 脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CTや MRIによる検査だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、 対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 3 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員 を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をよ り一層図ること。
- 4 保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者 へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行 うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年3月18日

伊 那 市 議 会

# 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、長野県知事に対し、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

### 平成28年3月18日提出

伊那市議会議員 中山 彰博

ッ 宮島良夫

〃 柳川広美

が 前田 久子

ッ 柴 満 喜 夫

m 飯島 進

(提案理由) 口頭にて説明

#### 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書

長野県は、豊かで優れた自然環境や水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、自然と共生する社会を育んできました。私たち長野県民は、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境及び景観を保護し、この豊かな自然環境と水資源を損なうことなく将来へ引き継ぐ責務を有しています。

この自然環境と水資源は、県民の平穏で安心な生活環境を支えるだけではなく、観光や農業に代表される様々な産業を支え、信州というイメージの源になっています。今を生きる私たちが強く責任を自覚し、この自然環境と水資源を後世へ残すよう努めなければ取り返しがつかないことになりかねません。

以上のことから、現在宮田村大久保地区に計画されている放射性物質を含む 廃棄物の最終処分場の建設は、容認できるものではなく、住民の平穏で安心な 生活環境や信州のイメージを将来にわたって享受し、また河川の上流部に位置 する自治体として水質保全の責務を全うするため、下記の事項が実現されます よう強く要請いたします。

記

- 1 宮田村に建設が予定されている、県外から持ち込まれ放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、様々な疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も多大であることから、事業許可を与えないこと。
- 2 長野県の関係条例を不断に見直し、県の自然環境と水資源を将来にわたって継続的に守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年3月18日

伊 那 市 議 会